

お客様各位

越前信用金庫

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更について

平素より越前信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では令和5年1月1日より、2年以上ご利用のない口座に対し、「未利用口座管理手数料」をいただくこととしております。現在では、当該手数料の適用対象となる口座を、令和3年1月1日以降に開設された口座に限定しておりますが、長期間ご利用のない口座の不正利用による被害防止等の観点から、令和6年9月1日より、全ての口座につきまして、当該手数料の適用対象とするよう変更をさせていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。当金庫は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更日

令和6年9月1日

2. 未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更点

変更後	変更前
全ての普通預金（総合口座、無利息型普通預金を含みます）、貯蓄預金	令和3年1月1日以降に開設された普通預金（総合口座、無利息型普通預金を含みます）、貯蓄預金

3. 未利用口座の該当条件について

以下の①～④を全て満たす普通預金口座（総合口座を含む）、および貯蓄預金口座を対象といたします。

①	最後のお預入れまたは払戻し（当該口座へのお利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない口座であること。
②	該当の口座の残高が1万円未満であること。
③	同一店舗にて他のお預かりの金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がないこと。
④	同一店舗にてお借り入れがないこと。

※紛失等によりご利用が停止されている対象口座も未利用口座管理手数料をいただく対象となります。

4. 未利用口座のご案内および当該手数料の引落としについて

(1) 未利用口座の対象となったお客様に対して、当金庫へお届けのご住所宛に『ご案内』のDMを送付いたします。

※『ご案内』が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(2) 『ご案内』到着後、約3ヶ月経過後も口座のご利用がない場合には、年間1,320円(税込)の未利用口座管理手数料を当該口座から引落としさせていただきます。

5. 未利用口座の自動解約について

未利用口座管理手数料の当該口座からの引落としにおいて、口座残高が手数料金額に満たない場合は、当該口座残高をもって未利用口座管理手数料とし、同口座を解約させていただきます。

6. 規定の改定について

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更に伴い、令和6年9月1日付で普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定をそれぞれ改定いたします。

(1) 普通預金(無利息型普通預金を含む)規定

第7項(1)①「令和3年1月1日以降に開設された普通預金口座(総合口座を含みます)であること」の文言を削除

(2) 貯蓄預金規定

第9項(1)①「令和3年1月1日以降に開設された貯蓄預金口座であること」の文言を削除

(3) 総合口座取引規定

第16項(1)①「令和3年1月1日以降に開設された普通預金口座(総合口座を含みます)であること」の文言を削除

以上